

平成 29 年度第 1 回（161 回）

清瀬市まちづくり委員会議事要旨

日 時：平成 29 年 7 月 25 日午前 10 時から

場 所：市役所 4 階第 2 委員会室

出席者：後藤清、原弘美、中村京子、冨田ひろ子、戸口静江、小寺喜裕、小薊米清弘、加藤カツエ、赤川都、浅見良子、阿部由紀子、有戸英明、石崎勇仁、奥澤礼子、景山剛治、菊谷多恵、木元祥恭、勅使河原功治

市 長：渋谷金太郎

事務局（企画部長、企画課長、市民協働係長、企画課主事）

欠席者：畑中卓純、齊藤忠之

<配布資料>

- 1 平成 29 年度第 1 回（第 161 回）清瀬市まちづくり委員会次第
- 2 清瀬市まちづくり基本条例
- 3 清瀬市まちづくり委員会運営基本方針
- 4 平成 29 年度清瀬市まちづくり委員会委員名簿
- 5 提案「景観に合った店舗の外装を」

1 開会

2 市長挨拶

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 委員長の選任

委員の互選により後藤委員を委員長に選任

6 副委員長の選任

委員互選により原委員、赤川委員を副委員長に選任

7 まちづくり基本条例の説明

事務局よりまちづくり基本条例の成り立ちや内容について説明

8 過去の報告

事務局よりこれまでのまちづくり委員会の活動実績と「清瀬市まちづくり委員会運営基本方針」について説明

委員：まちづくり委員へ提案はどのように行うのか。

事務局：各市民センター等のロビーに「まちづくり提案箱」を置いている。また、ホームページから提案も出せる。

委員：去年の提案数は何件か。

事務局：去年は4件あり、3件審議し、回答している。

委員：運営方針で確認したい。「5. 提案内容の解釈について 極力拡大解釈あるいは発展的な話し合いは最小限とし」とあるが、どのように解釈するのか。

また、「6 提案の評価について ③財政への貢献度の支出減に大いに期待できる内容」は、具体的にどういったことを指しているのか。

「10 参考意見などの取り扱いについて 参考意見として市長へ提案すること」となっているが、提言に関する参考意見なのか、回答に関する参考意見なのか。

事務局：これまでの提言は市民からの提案に沿ったものを審議し提案内容を拡大解釈した市長提言はおこなっていない。財政への貢献度については、まちづくりは財政的、人的要因など様々な制約のもとで進めなくてはならず、提言の実効性を担保するには効果が見込めるよう検討するということを指している。参考意見の取り扱いについては、「平成15年度から平成28年度市民提案、市民への回答並びに提言」の項番107を参考として見てほしい。ここでは市で既に対応している内容に関して、再度周知する意見をいただいている。

委員：財政への貢献度についての「大いに」の部分は削除してもいいのではないか。

委員：審議内容の解釈部分の「発展的な発言は最小限とし」は削除すべきではないか。費用対効果の問題については、予算を有効活用しないといけない。市の支出に対して支出減に大いに期待できる部分は削除してほしい。

委員：「発展的な発言は最小限とし」とは話しの主旨からずれる事を防ぐ意味合いで記載しているのではないか。

委員：まちづくり委員会は発展的な話し合いをする場だと考えている。「発展的な」の文言はよくないと思う。

事務局：運営基本方針は事務局が作ったものでなく、過去のまちづくり委員会が作成したので、現委員の了承を受け、市の委員会に対する考え方とも整合が図ることができれば変更することは可能だ。本日いただいた意見は、5 審議内容の解釈等についての「発展的な話し合いは最小限とし」を削除する。6 提案の評価について③財政への貢献度についての「市の支出に対し支出減に大いに期待できる内容かどうか」を削除する。10 参考意見などの取り扱いについての「市長に提案する」とのくだりを削除する。という3点のご意見をいただいた。次回改定案をお示しする。

委員長：事務局の説明どおりでよいか。

<委員 了承>

委員：運営基本方針が制定された日も合わせて教えてほしい。

<事務局 了承>

9 市民提案

事務局より提案方法と次回以降審議する市民提案（景観に合った店舗の外装を）を説明する。

委員：提案数について、前年度は4件と少なく感じるが、広報にもう少し工夫を検討してほしい。

<事務局 了承>

10 その他

事務局より会議の傍聴と会議録の確認及び報酬について説明。合わせて、今年度の会議日程を決定した。

<今年度のスケジュールとして毎月第4月曜日午前10時で決定。次回は8月28日(月)、10時よりアイレックで開催。>